

播磨町防犯カメラ設置補助事業
計画（変更）報告書

記載例

複数個所応募の場合、必ず優先順位を記載してください

設置自治会	自治会名：〇〇〇自治会		代表者名：播磨 太郎	
	電 話：000 - 000 - 000		携 帯：000 - 000 - 000	
設置場所住所 (優先順位 位)	播磨町 〇〇〇 〇丁目 〇番 〇号 (施設名 〇〇〇〇〇〇〇〇)			
設置場所の所有者	〇〇〇〇〇			
設 置 許 可	<input checked="" type="checkbox"/> 許可あり (別添「防犯カメラ設置許可書 (同意書)」のとおり)			
稼働(予定)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
設備の概要	種 別	数量	仕 様	
	カ メ ラ <input checked="" type="checkbox"/> レコーダー接続型	1 台	<input checked="" type="checkbox"/> 撮影画素数 200 万画素以上	
	<input type="checkbox"/> レコーダー体型 (レコーダー体型も 下記にレコーダーの 仕様を記載すること)		<input checked="" type="checkbox"/> カラーでの撮影機能あり	
	レコーダー	台	<input checked="" type="checkbox"/> 作動時間が 1 日 24 時間	
	防犯カメラの 設置を明示す るための表示	1 枚	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間撮影機能あり	
			<input checked="" type="checkbox"/> 防雨機能あり	
			<input checked="" type="checkbox"/> 記録時間が 1 日 24 時間及び 7 日間以上あり	
			<input checked="" type="checkbox"/> 記録画素数：200 万画素以上	
			<input checked="" type="checkbox"/> 外部記録媒体への画像記録機能あり	
			<input checked="" type="checkbox"/> 記録画像の情報流出防止措置あり	
			サイズ	縦 (3 0) cm 横 (2 0) cm
			種 別	<input checked="" type="checkbox"/> プレート <input type="checkbox"/> シール
			表 記	<input type="checkbox"/> その他 ()
				<input type="checkbox"/> 「防犯カメラ設置」等及び設置団体名
設置等の合意	<input checked="" type="checkbox"/> 設置機器、設置場所、適正管理、維持費支出等について、設置団体内での合意がある (別添「地域合意書及び維持管理誓約書」のとおり)			
管理運用規程	<input checked="" type="checkbox"/> 補助要件に定める事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められている (別添「防犯カメラ等管理運用規程」のとおり)			

注 該当する事項の□にはチェックマーク(✓)を記入してください。

収 支 予 算 書

1 収入の部

項 目 名	予 算 額	備 考
町補助金	160,000 円	
自治会負担金	80,000 円	
計	240,000 円	

2 支出の部

項 目 名	予 算 額	備 考
機器調達・設置工事費	240,000 円	
計	240,000 円	

消費税込みの金額を記載

○機器の調達に要する経費
カメラ・モニター・レコーダーその他防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費

○設置工事に要する経費
機器の取り付け又は設置工事に要する経費を記載

※収支の計はそれぞれ一致させてください。

地域合意書及び維持管理等誓約書

播磨町防犯カメラ設置補助事業で下記設置場所に設置する防犯カメラは、〇〇〇自治会の合意に基づき設置するものです。

播磨町防犯カメラ設置補助金交付要綱及び〇〇〇自治会防犯カメラ等管理運用規程を遵守し、〇〇〇自治会が適正に設置、維持管理及び運用を行います。

なお、下記場所へ防犯カメラを設置することを、警察署へ情報提供することについて、同意します。

設置場所	播磨町 〇〇〇 〇丁目 〇番 〇号 (施設名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
------	---------------------------------------

〇〇年 〇月 〇日

自治会名 〇〇〇自治会

氏 名 播磨 太郎

〇〇〇自治会 様

防犯カメラ設置許可書（同意書）

播磨町防犯カメラ設置補助事業で下記場所に防犯カメラ等の機器を設置することについて、許可します。

設置場所	播磨町 〇〇〇 〇丁目 〇番 〇号 (施設名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
------	---------------------------------------

〇〇年 〇月 〇日

団体名 〇〇〇〇〇

氏 名 播磨 花子

※行政機関や関電等が発行した許可書のコピーをご提出いただきますと、本許可書の提出は不要です。

〇〇〇 自治会 防犯カメラ設置位置図

地図など設置位置が分かる資料を添付してください

設置場所	〇〇〇 〇丁目 〇番 〇号
運用責任者 (代表者)	播磨 太郎
電話番号	000 - 000 - 000

1 設置位置周辺写真

写真を添付してください

2 撮影想定画像写真

写真を添付してください

(目的)

第1条 この規程は、〇〇〇自治会が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的とする特定の場所（〇〇〇 〇丁目 〇番 〇号）が利用する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

防犯カメラ設置場所を記入してください

(運用責任者等)

第3条 〇〇〇自治会 は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇〇自治会 は、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 〇〇〇自治会 は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。
(2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

映像及び記録媒体の保管場所を記入してください
(例)
・施錠できる保管庫
・施錠ができる自治会事務室
・施錠ができるレコーダー収納箱 等

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所については、前項の表示方法に併せて、必要に応じて、映像の外部への漏えい防止措置を講ずるものとする。

(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な範囲で行うものとする。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複写を行わないこと。
(2) 〇〇〇〇〇 に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、〇週間 までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等による情報の消去を講ずるものとする。

保存期間を記入してください
(保存期間は1週間以上（7日間以上）必要です。)

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部への持ち出し等を行うことを禁止するものとする。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、

施行日は、防犯カメラ稼働日以前の日を記入してください。

附則
この規程は、〇〇年 〇月 〇日から施行する。